

定 款

平成13年 9月13日 設立登記

特定非営利活動法人
ワーカーズコープ

この定款は原本に相違ありません。

平成30年 月 日

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

代表理事 田嶋 羊子



特定非営利活動法人

ワーカーズコープ

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ワーカーズコープという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビルに、従たる事務所を東京都豊島区東池袋5-50-6 栄第一ビル2階、東京都板橋区板橋本町29-10、東京都板橋区氷川町5-2、東京都板橋区栄町21-12 青木ビル1F、東京都墨田区八広3-7-18、東京都足立区関原2丁目25番7号、東京都足立区千住東2-20-11、東京都足立区西新井本町1丁目16-1 西新井第2サンライトマンションA棟109、東京都葛飾区金町六丁目4番2号、東京都台東区雷門1-4-4 ネクストサイト浅草1階、東京都練馬区関町北3-1-3、東京都大田区大森北1-23-5 第一小田ビル7階、東京都大田区蒲田一丁目4番23号、東京都立川市錦町一丁目18番7号、東京都府中市紅葉丘3-16-17、東京都町田市本町田2975-2、東京都八王子市下恩方町294-1、東京都八王子市三崎町4-11、東京都八王子市松が谷11-1-103、東京都練馬区谷原5-32-13、東京都北区志茂4-11-9、東京都豊島区西池袋五丁目26番16号、東京都新宿区高田馬場3-8-5 安永ビル2F、東京都国分寺市本町3-7-29 タタミノイエ、北海道札幌市中央区南2条西10丁目6-2PPCビル7F、北海道旭川市一条通5丁目77、北海道苫小牧市本町一丁目1番4号、北海道苫小牧市元町2丁目4-3、北海道苫小牧市豊川町二丁目4-16、北海道夕張市清水沢3丁目86番地、北海道釧路市北大通12丁目1番14号 ビゲンワークビル3階、北海道帯広市西5条南16丁目9番3号郷ビル4階、北海道北見市山下町5丁目3番10号レジデンスFK207号室、北海道帯広市西2条南7丁目1番地 帯広信用金庫第3ビル、北海道江別市野幌町54-4、青森県八戸市十三日町4-1-1F、青森県青森市古川1丁目15-10 スカイビル2階、秋田県大仙市協和境字野田30-1、岩手県釜石市大町2-1-22 大町ABEビル1階、岩手県大船渡市大船渡町字山馬越60-40、岩手県盛岡市永井16地割73-2、岩手県九戸郡野田村大字野田20-24-1、岩手県上閉伊郡大槌町大ヶ口二丁目9-26、岩手県一関市赤荻字荻野528番1、岩手県八幡平市大更第16割地4、岩手県盛岡市下太田下川原57-1、岩手県滝沢市牧野林1011-11、岩手県遠野市宮守町下宮守29地割73-8、山形県山形市美畑町11-28、山形県酒田市北新橋2-1-16、宮城県本吉郡南三陸町志津川字磯野沢32、宮城県登米市米山町字善王寺石神16-7、宮城県気仙沼市台249-3、宮城県仙台市青葉区一番町4丁目7-17、宮城県仙台市青葉区本町3-2-26 コンヤスビル3F、宮城県仙台市若林区五橋3丁目6-7、宮

城県多賀城市留ヶ谷 1-44-3、宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷 129-4、宮城県石巻市田道町 2 丁目 5 番 7 号、宮城県石巻市中里二丁目 1-8-2 SE ビル、宮城県大崎市田尻北牧目字牧目 39-9、福島県郡山市静町 42-4、栃木県宇都宮市細谷町 774-4、栃木県大田原市本町 1 丁目 2701-11、栃木県矢板市富田 535 番地 6、栃木県矢板市長井 1171-4、栃木県那須塩原市五軒町 5-2、栃木県小山市犬塚 7 丁目 19-7 オフィス大和パート 5 101 号室、群馬県前橋市下大屋町 272 番 5、埼玉県さいたま市南区南本町 2-5-15-201、埼玉県深谷市天神町 4 番 35 号、埼玉県熊谷市弥藤吾 50 番地、埼玉県坂戸市小山 13-3、埼玉県ふじみ野市大原 1-6-21 ふじみ野グリーンビル、埼玉県三郷市早稲田 4-27-32、埼玉県蕨市錦町 4-8-31 コーポチェリー、埼玉県川口市柳崎 5-12-30、埼玉県所沢市中富 1730-10、埼玉県越谷市弥生町 1 丁目 195 番 172、茨城県つくばみらい市絹の台 3-1-4、千葉県習志野市実籾二丁目 10 番 19 号、千葉県成田市不動ヶ岡 1114-5、千葉県佐倉市王子台 1-23 レイクピアウスイ 3 階、千葉県松戸市金ヶ作 203、千葉県流山市東深井 89-28、千葉県千葉市中央区要町 12-8、千葉県香取郡神崎町並木 6 5 8 わくわく西の城内、千葉県浦安市海楽 2 丁目 31-6、千葉県袖ヶ浦市神納 3445 番地 1、千葉県君津市中野 2 丁目 12-47、神奈川県横浜市中区伊勢佐木町 2 丁目 66 番地 満利屋ビル 8 F1・2 号室、神奈川県川崎市高津区久地 4-13-3、神奈川県鎌倉市大船 1-3-12、神奈川県藤沢市辻堂元町 3-10-6 湘南サーフ 2、神奈川県相模原市南区相模台 4-9-12、神奈川県藤沢市本藤沢 6-1-9、神奈川県海老名市柏ヶ谷 600-11-2、神奈川県平塚市東真土 2-1-1、神奈川県座間市四ツ谷 499、神奈川県藤沢市亀井野 1-25-5 1 F、神奈川県川崎市中原区上平間 1171、静岡県静岡市駿河区中野新田 83 番地の 45 インタービル 1F、静岡県御殿場市上小林 591-2、静岡県御殿場市駒門 537、静岡県駿東郡小山町大胡田 161、愛知県豊川市中央通三丁目 31 番地、愛知県名古屋市東区筒井二丁目 10 番 38 号クルマミチ dkc ビルディング 4 階、愛知県春日井市中央通 1-88 駅前第 3 共同ビル 4 F、長野県松本市城東 2-6-17-101、長野県上田市常田 2 丁目 29 番 15 号 池野第一ビル 1 号、富山県富山市寺町けや木台 71、富山県高岡市大坪町三丁目 5-1、富山県魚津市上村木 1-6-5、富山県射水市足洗新町 1 丁目 5 番地、新潟県新潟市中央区新光町 6 番地 2 勤労福祉会館内 4 階、福井県福井市加茂河原 2-10-16、滋賀県草津市東草津 1 丁目 2-35、滋賀県栗東市御園 981-1、滋賀県高島市今津町住吉 1 丁目 3 番地 5、大阪府豊中市中桜塚 1-14-6、大阪府大阪市中央区船越町 1-6-2、大阪府三島郡島本町青葉 1-2-7、大阪府堺市東区白鷺町 2 丁 3-9-6、大阪府堺市堺区向陵中町 4 丁 4-3 三国ビル 2F 16 号室、京都府京都市左京区田中里の前町 51、京都府京都市下京区大坂町 400、京都府京都市南区上鳥羽八王神町 23-5 ワーカーハイツ鳥羽 104、兵庫県西宮市甲子園口北口 4 番 29 号、奈良県奈良市南京終町 1-183-3、奈良県大和高田市大字池田 190-1、鳥取県鳥取市国府町新通り 1 丁目 113 番地、鳥取県八頭郡若桜町若桜 257、鳥取県鳥取市永楽温泉町 162 凡平ビル 4 階、岡山県倉敷市水島西栄町 4-23、岡山県岡山市北区磨屋町 1-1 サンホーム岡山駅前ビル 401 号、岡山県岡山市北区磨屋町 1-1 サンホーム岡山駅前ビル 301、広島県広島市中区本川町 2 丁目 6-11 第 7 ウエノヤビル 6 階 5 号室、広島県広島市安佐北区可部二丁目 37-6、広島県呉市広横路 2-2-20、山口県宇部市新天町 2-8-5、香川県高松市上之町 3-10-4、愛媛県松山市南久米町

318 番 1、愛媛県松山市福音寺町 27 番地 5、徳島県徳島市川内町平石若松 204-6、徳島県三好市三野町芝生 859 番地 1、徳島県三好市池田町西山岡屋敷 3563-1、徳島県徳島市昭和町 3-35-2 わーくびあ徳島別館 101 号、高知県高知市旭町 3-88-302、福岡県福岡市博多区堅粕四丁目 1 番 12 号、福岡県久留米市東町 367-18、福岡県北九州市門司区柳町 1 丁目 11-6、福岡県北九州市八幡西区御開 4 丁目 3688 番 1、福岡県大野城市南ヶ丘 3-17-28、福岡県大牟田市天領町 1 丁目 141-2、福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 2425-8、佐賀県佐賀市多布施 3 丁目 2-25-3、長崎県長崎市毛井首町 1 番地 87、大分県大分市大字本神崎 73-1、大分県大分市古ヶ鶴 1 丁目 2 番 24 号 101、大分県大分市永興 191-1、大分県日田市玉川町 3 丁目 1479-3、大分県臼杵市大字福良 542-1、宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1、宮崎県宮崎市芳士 889 番地、鹿児島県鹿児島市和田二丁目 15 番 1 号、鹿児島県出水市高尾野町大久保 555-1、鹿児島県垂水市田神 3495 番地 1、鹿児島県霧島市国分重久 738-1、鹿児島県鹿屋市新生町 20-5、鹿児島県始良郡始良町中津野 577、鹿児島県始良市豊留字園田 545 番地 1、鹿児島県奄美市名瀬港町 5-10 田川織物ビル 1 F、鹿児島県奄美市名瀬小宿 1602 たつのり荘 101 号、沖縄県那覇市首里山川町 3-8-23、及び沖縄県名護市大東 2-2-1 に置く

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的としています。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 子どもの健全教育を図る活動
- ④ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に関わる事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 介護保険法に基づく介護サービス事業(訪問介護、共生型訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、共生型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス)

- ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与）及び地域支援事業としての介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業、第一号介護予防支援事業、一般介護予防事業）
- ③ 介護保険法に基づく地域密着サービス事業（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護福祉施設サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、及び地域密着型通所介護）
- ④ 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具販売事業
- ⑤ 高齢者・障害者保健福祉サービス事業
- ⑥ 保育、学童保育、子育て支援、一時預かりに関する事業
- ⑦ 地域福祉のための人材を育成するための研修・講習会などの事業
- ⑧ 高齢者や子どもに関する調査、研究
- ⑨ 高齢者の社会参加、健康と生きがいがづくり支援に関する事業、介護予防に関する事業および生活全般にかかわる相談事業
- ⑩ 地域づくりにかかわる事業
- ⑪ 地域に関わる仕事おこしを促進する講座や研修、相談事業
- ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護、共生型居宅介護、重度訪問介護、共生型重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、共同生活援助、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、相談支援）
- ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業）
- ⑭ 道路運送法第80条による福祉有償運送事業、同43条による特定旅客自動車運送事業
- ⑮ 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業
- ⑯ 教育及び職業訓練、職業紹介事業
- ⑰ 有機農産物の生産事業
- ⑱ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- ⑲ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童発達支援事業、共生型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、障害児相談支援事業
- ⑳ 公共施設等利用者への宿泊サービス業
- ㉑ 生活困窮者及び失業者の就労支援のための食料品製造事業

- ② 生活困窮者及び失業者の就労支援のための飲食料品小売事業
- ③ 生活困窮者及び失業者の就労支援のため及び地域活性化としての林業の事業
- ④ 地球環境を守る地域循環型産業への取り組みを拡大させる事業（バイオディーゼル燃料の製造及び販売、次亜塩素酸水の製造及び販売）
- ⑤ 生活困窮者自立支援法に基づく関連事業（自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、その他生活困窮者の自立促進事業）
- ⑥ 住宅確保要配慮者の居住の支援に係る事業
- ⑦ 各号の事業に附帯する事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

② 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

（入会）

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者について、正当な理由がない限り入会を認め、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 代表理事は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

4 この法人の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出することによって会員となることができる

（退会）

第8条 会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ① 本人の死亡、団体にあつては解散したとき。

② 会員が、正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに
応じず、理事会において退会と決議したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を
与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款等に違反したとき。
- ② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上
 - ② 監事 3名
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、必要に応じて若干名を常任理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事および監事は総会で選任する。

- 2 代表理事および常任理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1
人を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常任理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたとき
は、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会または理事会の議決に基づき、
この法人の業務を遂行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令も

しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

⑤ 業務遂行及び法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

② 職務上の義務違反があると認められるとき。

③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の決議により報酬を受けることができる。

2 報酬を受ける役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第17条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第18条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

① 定款の変更

② 解散

- ③ 合併
- ④ 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第38条に同じ）
- ⑧ 事務局の組織及び運営
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 資産の管理
- ⑪ 残余財産の処分
- ⑫ その他の法人の運営に関する重要事項。

（総会の開催）

第19条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- ③ 監事が第13条1項第4号に基づき招集したとき。

（総会の招集）

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して文書を通知しなければならない。

（総会の議長）

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第22条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

4 総会に議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること)
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第26条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議する事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ③ その他、総会の議決を要しない法人の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第27条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して文書を通知しなければならない。

(理事会の議事)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、理事会の議決事項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事か、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産。
- ② 会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収益

⑤ 財産から生じる収益

⑥ その他の収益

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、予算及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経て定める。

2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会において議決を経なければならない。

4 決算上で剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ特定非営利活動法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第41条 総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て、所轄庁の認証を得れば合併することができる。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）のときに有する残余財産は、総会の決議によって、同様の活動をおこなう特定非営利活動法人に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員と兼職できる。

5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会にて定める。

第10章 関連法人

(関連法人)

第44条 企業組合労協センター事業団と日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団を本法人の関連法人とする。

第11章 雑則

(公告)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に於いてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告においては、この法人のホームページにおいて行う。

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条1項の規定に関わらず、成立の日から平成14年度に開催する通常総会の開催日までとする。

役職名	氏名
代表理事	岩城雄作
理事	関谷省吾
理事	永戸祐三
理事	野寄雅博
理事	古村伸宏
理事	奥 治
理事	田中羊子
理事	菊池 謙
理事	木下博行
監事	山田英夫

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人正会員（年会費5400円）、団体正会員（1口5万円）

② 個人賛助会員（1口1万円）、団体賛助会員（1口10万円）

6 変更の履歴

平成13年	9月13日	設立登記
平成15年	4月1日	所轄官庁を東京都から内閣府に変更
平成15年	4月7日	一部変更登記
平成15年	7月14日	一部変更登記
平成15年	10月19日	一部変更登記
平成15年	10月31日	一部変更登記
平成15年	11月6日	一部変更登記
平成16年	4月19日	一部変更登記
平成16年	5月6日	一部変更登記
平成16年	10月19日	一部変更登記
平成16年	12月3日	一部変更登記
平成17年	7月22日	一部変更登記
平成17年	8月2日	一部変更登記
平成17年	8月23日	一部変更登記
平成17年	10月17日	一部変更登記
平成17年	11月4日	一部変更登記
平成18年	1月5日	一部変更登記
平成18年	5月11日	一部変更登記
平成18年	7月7日	一部変更登記
平成18年	11月20日	一部変更登記
平成19年	2月22日	一部変更登記
平成20年	1月4日	一部変更登記
平成20年	6月23日	一部変更登記
平成22年	8月20日	一部変更登記
平成22年	10月29日	一部変更登記
平成23年	1月7日	一部変更登記
平成23年	4月19日	一部変更登記
平成23年	7月12日	一部変更登記
平成23年	8月10日	一部変更登記

平成24年	3月16日	一部変更登記
平成24年	5月16日	一部変更登記
平成24年	7月11日	一部変更登記
平成24年	12月9日	一部変更登記
平成25年	1月25日	一部変更登記
平成25年	4月26日	一部変更登記
平成25年	8月16日	一部変更登記
平成26年	10月8日	一部変更登記
平成26年	11月4日	一部変更登記
平成27年	2月25日	一部変更登記
平成27年	3月6日	一部変更登記
平成27年	4月1日	一部変更登記
平成27年	5月11日	一部変更登記
平成27年	7月17日	一部変更登記
平成27年	11月5日	一部変更登記
平成28年	2月29日	一部変更登記
平成28年	3月8日	一部変更登記
平成28年	7月11日	一部変更登記
平成28年	9月7日	一部変更登記
平成28年	10月25日	一部変更登記
平成28年	12月6日	一部変更登記
平成28年	12月27日	一部変更登記
平成29年	3月3日	一部変更登記
平成29年	5月24日	一部変更登記
平成29年	8月18日	一部変更登記
平成29年	10月31日	一部変更登記
平成30年	1月10日	一部変更登記
平成30年	2月23日	一部変更登記
平成30年	4月3日	一部変更登記
平成30年	5月14日	一部変更登記
平成30年	7月13日	一部変更登記

平成29年度 事業報告書

(平成29年4月 1日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

1 事業の成果

現在の中心的な事業である委託・制度事業の多くの分野で、事業の拡大とともに、社会的困難にある人々とともに働く格闘の中で協同の関係性が深まり、一人ひとりの持つ力や可能性を発揮する居場所や活躍の場を制度の枠組みを超えてつくる、ケアの本質に向かう取り組みが広がっている。

生活困窮者自立支援制度を社会の焦点に据えた、地域の困り事を地域づくりに結ぶ運動、自立支援の制度事業の広がりから、ともに働く職場・地域づくりへ向かう子ども食堂、フードバンクなどの市民連帯・社会連帯運動の展開。そして、生活困窮者・障がいのある人との農福連携事業への発展の可能性を秘めた、第一次産業—農業・林業の取り組みの萌芽など、「いのちと社会」に向き合う協同労働・よい仕事の実践が進展した。

また、協同労働と出会い、地域の課題や可能性から描く、住民主体による協同労働組織・社会連帯ワーカーズの立ち上げ、ワーカーズコープへの転換を図る団体・企業との連携・ネットワークなど、法制化への期待を背景に、協同労働を地域づくりに活かす実践が広がった。住民主体、地域主体の持続可能な地域、社会づくりに、協同労働のもつ価値が鮮明になり、ワーカーズコープとその運動が質的に大きく転換してきている。

今年度は滋賀で「いま『協同』が創る2017全国集会」を開催し、全国各地でも地域版協同集会が多数開催された。新潟、広島、埼玉に続き、福岡でも全国協同集会の後継組織が設立されるなど、集会後も実行委員会が後継組織として継続され、地域づくり、仕事おこしへと向かっている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
介護保険法に基づく介護サービス事業及び高齢者福祉サービス事業	配食サービス事業、生きがい対応型デイサービス、パワーリハビリデイサービス、介護保険事業、元気高齢者自立支援・介護予防・社会参加を目的とした事業、ミニデイサービス会食事業・各種講座、等	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	苫小牧市、釧路市、登米市、気仙沼市、仙台市、北区、板橋区、東村山市、御殿場市、豊中市、三好市、春日市、ほか	154	近隣高齢者	341,211
子育て支援に関する事業	学童クラブ管理運営、児童館管理運営、保育園運営、親子広場、子育てサポート事業等 (指定管理含む)	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	札幌市、仙台市、ふじみ野市、浦安市、板橋区、新宿区、墨田区、港区、国分寺市、横浜市、新潟市、福井市、上田市、豊中市、三原市、松山市、福岡市、奄美市、名護市、ほか	2,891	小学校低学年のうち保護者の就労等により家庭において適切な保護育成を受けられない近隣児童、または近隣乳幼児とその保護者、等	5,442,415
指定管理者制度による公共施設管理運営	福祉センター、身障者センター、授産施設、NPOセンター、青少年会館等、指定管理運営業務	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	全国75ヶ所	624	当該地住民	1,802,849
障害者就労支援	障害者就労移行支援、障害者就労継続支援A型、B型、障害児童デイサービス、等	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	全国85ヶ所	778	近隣障害者	1,441,403
生活困窮者自立促進支援事業	就労訓練推進、就労準備、相談、学習支援、等	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	全国87ヶ所	722	対象者	1,014,527
教育及び職業訓練	若者サポートステーション、失業者相談窓口・住宅支援・就労支援職場開拓	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	旭川市、八戸市、深谷市、成田市、新宿区、春日井市、岡山市、鹿児島市、名護市、ほか	120	対象者、近隣失業者、等	380,318
農産物生産事業及び食品加工、飲食販売、等	遊休農地を活用した農産物生産事業、食品加工、飲食販売、等	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	石巻市、登米市、所沢市、神奈川県大井町、熊本市、ほか	82	近隣住民、等	273,660
上記事業に附帯する事業	ビルメンテナンス、公園清掃緑化管理、等	H29.4 ～ H30.3 月～土曜	札幌市、北区	5	近隣住民、等	6,785

財 産 目 録

法人名: 特定非営利活動法人ワーカーズユープ

事業年度 自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

財産目録
平成30年3月31日現在
(資産の部)

I 流動資産

< 現金 >	6,681,871	6,681,871
< 普通預金 >		
東京信用金庫本店営業部	1,898,266,233	
みずほ銀行神谷町支店	182,070,161	
中央労働金庫池袋支店	109,673,706	
みずほ銀行池袋西口支店	66,181,309	
鹿児島銀行大島支店	23,663,956	
四国銀行高知市役所支店	21,670,605	
北洋銀行八軒支店	12,718,078	
りそな銀行大森支店	12,341,131	
みずほ銀行上福岡支店	9,118,060	
江東信用組合森下支店	6,033,049	
苫小牧信用金庫本店	5,942,233	
北陸銀行五福支店	5,753,137	
城北信用金庫墨田支店	4,932,262	
ゆうちょ銀行〇〇八	4,049,548	
東京信用金庫要町支店	3,851,413	
その他308件	141,002,084	2,507,266,965
[現金及び預金計]		<u>2,513,948,836</u>
< 売掛金 >		
鹿児島労働局(霧島・大隅サポステ)	28,656,746	
立川市(児童館・学童)	24,505,806	
三原放課後児童クラブ	24,383,419	
岡山労働局(岡山サポステ)	22,902,722	
沖縄労働局(名護サポステ)	20,979,156	
東京労働局(世田谷サポステ)	19,104,903	
青森労働局(八戸サポステ)	17,950,912	
国分寺市(児童館・学童)	17,946,983	
埼玉労働局(深谷サポステ)	17,682,207	
深谷市(深谷困窮者支援)	17,174,605	
愛知労働局(春日井サポステ)	16,785,288	
千葉労働局(ちば北総サポステ)	16,520,220	
立川市(子ども未来センター)	15,938,900	
宮城労働局(石巻サポステ)	15,812,090	
青森労働局(青森サポステ)	15,802,793	
東京労働局(新宿サポステ)	15,299,360	
東村子供の居場所づくり事業	15,236,422	
豊島区(としま宙)	15,023,500	
北海道労働局(苫小牧サポステ)	13,903,350	
北海道労働局(釧路サポステ)	13,681,598	
札幌市(手稲介護講座)	12,934,145	
塩竈市(藤倉児童館)	12,449,970	
文京区(もえぎ育成室)	12,131,295	
福岡市(わいわい広場)	11,700,774	
その他 477件	774,805,538	1,189,312,702
< 未収収益 >	<u>618,593</u>	618,593
< 商品 >	<u>502,128</u>	502,128

< 原 材 料 >	1,448,196	1,448,196
< 貯 蔵 品 >	62,800	62,800
< 短期貸付金 >		
横峯 真由美	623,396	
仲兼久 周子	433,257	
入江 文江	281,749	
工藤 克祥	196,156	
その他39件	1,764,453	3,299,011
< 預 け 金 >		
子どもの城本城建設協力金	500,000	
バス代カード(かごしまサポステ)	1,000	
車両リサイクル106件	1,214,180	1,715,180
< 立 替 金 >		
東京中央事業本部	3,349,841	
企業組合労協センター事業団	1,184,890	
きんもくせい事業所	980,000	
東京東部事業本部(社連)	967,569	
連合会出向人件費	804,998	
高崎地域福祉事業所オーレの家	671,668	
本部社会連帯人件費	656,350	
心の復興被災者支援	622,964	
青井地域福祉事業所	520,000	
小川 牧子	441,204	
島田 勇一	397,130	
石月 志	340,867	
杭迫 隆太	333,892	
塩竈地域福祉事業所藤倉児童館	328,324	
その他378件	20,908,739	32,508,436
< 前払費用 >		
前払通勤費(6ヶ月定期)	16,441,012	
熊本放課後等きぼう	1,500,000	
北本西部	1,154,893	
Smileしんあきつ	791,080	
ライフサロン	622,990	
松本事業所	551,554	
三多摩事業本部	442,965	
北海道	397,742	
熊本きぼう(人件費分)	360,000	
東麻布保育園	357,800	
その他59件	4,574,981	27,195,017
< 仮 払 金 >		
藤田容子	700,000	
京都第二事業所(生協食堂)	440,938	
くれよん地域福祉事業所	420,000	
北本西部地域福祉事業所	340,000	
恵庭事業所(栢陽憩いの家)	330,000	
その他16件	612,747	2,843,685
< 未 収 金 >		
さいたま南地域福祉事業所(戸田学童)	3,400,951	
福祉の社とくら(社会福祉協議会)	929,930	
八広はなみずき(はなみずき児童館)	792,227	
東麻布ほくぼ(利用料)	525,800	
その他55件	224,156	5,873,064
< 貸倒引当金 >	△ 7,110,000	△ 7,110,000
流動資産 計		3,772,217,648

II 固定資産

1. 有形固定資産		
建物	20,636,748	
建物減価償却累計額	△ 2,896,522	
建物付属設備	264,663,848	
建物付属設備減価償却累計額	△ 109,112,657	
構築物	2,463,000	
構築物減価償却累計額	△ 156,699	
車両運搬具	64,923,838	
車両運搬具減価償却累計額	△ 56,612,669	
機械装置	10,668,140	
機械装置減価償却累計額	△ 8,464,219	
工具器具備品	41,543,190	
工具器具備品減価償却累計額	△ 32,516,995	
生物	158,519	
生物減価償却累計額	△ 52,945	
一括償却資産	8,979,934	
建設仮勘定	26,695,893	230,920,404
2. 無形固定資産		
< ソフトウェア >	821,118	821,118
< 電話加入権 >		
電話加入権7本分	255,890	255,890
< 借地権 >	475,000	475,000
3. 投資その他の資産		
< 出資金 >		
八戸十三日町商店街	10,000	
ケイ・シー・エム協同組合	10,000	
その他3件	4,000	24,000
< 差引保証金・敷金 >		
プラットフォーム契約保証金	5,913,500	
秋津保育園/(有)ジェイ・ライフ	3,600,000	
西日本本部/三膳商事(株)	3,475,200	
エール地域福祉事業所/八森明邸	2,800,000	
国分寺ネーブル和みっこ/杉田千枝子	2,400,000	
仙台就労支援クハス/小林やえこ	2,100,000	
愛媛ぶどうの樹/二宮良子	2,100,000	
小平ポップコーン/星野産業(株)	1,900,000	
まめの樹CHIBAビル/(株)ノースヒル	1,890,000	
新大橋のびっこ/エム・ビー・エス(有)	1,800,000	
新大橋のびっこ/村秀ニット(株)	1,760,000	
和光就労支援/(有)大野	1,728,000	
東京南部事業本部/(株)オーディーエー	1,572,840	
仙台就労コンパス/小田急不動産(株)	1,486,800	
東区東浜子どもプラザ契約保証金	1,332,000	
まめの樹小林ビル/小林幸子	1,326,244	
東区香椎子どもプラザ契約保証金	1,318,600	
博多南子どもプラザ契約保証金	1,281,100	
練馬学童ぱれっと/(有)ワールド企画	1,260,000	
どんぐりの家/柴田清	1,116,000	
その他298件	60,984,489	103,144,773
投資その他の資産 計		103,168,773
固定資産 計		335,641,185
資産合計		4,107,858,833

(負債の部)

I 流動負債

< 買掛金 >		
東京中央事業本部	7,177,505	
東麻布保育園	4,000,142	
ほんかまたu-me	3,918,640	
小牧買掛金	1,624,582	
江東老人福祉センター	1,532,869	
こぶし保育園	1,511,730	
広島中央老人福祉センター	1,362,702	
みなと子育てPokke	1,223,450	
プラットフォーム	1,022,780	
NPO京都第二事業所高野	598,374	
さんいんみらい	527,715	
その他91件	7,012,881	31,513,370
<hr/>		
< 短期借入金 >	10,100	10,100
<hr/>		
< 未払金 >		
センター事業団	999,040,912	
労働保険料	123,249,408	
東麻布保育園	84,582,533	
企業組合労協センター事業団	50,616,875	
こぶし保育園	17,543,710	
社会保険(東京三多摩)	16,707,298	
社会保険(東京東部)	16,156,663	
八王子学童クラブ共通	14,234,913	
社会保険(東北)	13,567,055	
社会保険(東京北部)	12,506,545	
社会保険(東京中央)	11,989,464	
社会保険(北海道)	11,306,020	
社会保険(東京南部)	10,508,979	
東京東部事業本部	10,301,724	
社会保険(北関東)	9,716,691	
その他263件	135,085,352	1,537,114,142
<hr/>		
< 未払法人税 >	33,120,600	33,120,600
<hr/>		
< 未払消費税 >	47,924,700	47,924,700
<hr/>		
< 未払費用 >		
西白井複合センター	1,505,992	
古河地域福祉事業所	675,424	
白井駅前センター	629,419	
神崎地域福祉事業所	325,656	
その他6件	427,745	3,564,236
<hr/>		
< 未払賃金 >	541,697,269	541,697,269
<hr/>		
< 前受金 >		
苫小牧文化交流センター	2,415,708	
自立支援まめの樹	1,343,290	
後志石狩空知事業所	687,564	
札幌市北区民センター	628,630	
苫小牧のぞみコミュニティセンター	589,960	
苫小牧豊川コミュニティセンター	486,470	
札幌市里美地区センター	476,050	
苫小牧住吉コミュニティセンター	359,305	
その他17件	2,083,680	9,070,657
<hr/>		

< 仮受金 >		
東村山楠の樹(ふたば)	680,000	
九州沖縄事業本部	470,300	
東北事業本部	243,480	
足立わくわく(日の出)	231,000	
中塩田児童クラブ	226,513	
塩尻児童クラブ	170,062	
その他23件	937,021	2,958,376
< 預り金 >		
高知生活保護受給者財産管理	21,927,798	
奄美市返金分(森のおうち)	3,444,900	
ふじみ野学童おやつ代(上野)	2,088,000	
浅間堅川学童クラブおやつ代	1,864,506	
きっずクラブ豊北おやつ代	1,773,012	
ふじみ野学童おやつ代(福岡)	1,600,763	
大島九丁目おやつ代	1,336,500	
大村市学習支援	1,250,573	
ふじみ野学童おやつ代(第2)	1,207,176	
奄美市過誤返金分	1,119,750	
とよす彩学童おやつ代	1,103,619	
福井学童おやつ代	988,289	
森のおうち処遇改善交付金	903,380	
ふじみ野学童おやつ代(さぎ)	854,878	
ふじみ野学童おやつ代(駒西)	833,448	
ふじみ野学童おやつ代(第2第3)	765,599	
上田市(東部児童クラブ)	731,850	
上田市(中塩田児童クラブ)	574,500	
その他181件	15,427,693	59,796,234
< 給与天引預り金 >		
厚生年金	58,369,061	
健康保険	35,185,688	
源泉所得税	27,704,592	
出資預り金	25,147,543	
社会連帯会費	3,714,350	
その他180件	5,825,746	155,946,980
< 新聞預り金 >	8,644,784	8,644,784
< 賞与引当金 >	4,267,048	4,267,048
流動負債計		2,435,628,496
II 固定負債		
< 長期借入金 >		
センター事業団	654,041,211	654,041,211
< 協力債 >	35,344,000	35,344,000
< 長期預り金 >	317,441,740	317,441,740
固定負債計		1,006,826,951
負債合計		3,442,455,447
差引純資産		665,403,386

決 算 報 告 書

(第 17 期)

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

東京都豊島区東池袋1-44-3
池袋ISPタマビル

貸借対照表

平成30年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 3,772,217,648 】	【流動負債】	【 2,435,628,496 】
現金及び預金	2,513,948,836	買掛金	31,513,370
売掛金	1,189,312,702	短期借入金	10,100
商品	502,128	未払金	1,537,114,142
原材料	1,448,196	未払法人税等	33,120,600
貯蔵品	62,800	未払消費税等	47,924,700
短期貸付金	3,299,011	未払費用	545,261,505
立替金	32,508,436	前受金	12,029,033
仮払金	2,843,685	預り金	68,441,018
前払費用	10,754,005	給与天引預り金	155,946,980
前払交通費	16,441,012	賞与引当金	4,267,048
預け金	1,715,180	【固定負債】	【 1,006,826,951 】
未収金	5,873,064	長期借入金	654,041,211
未収収益	618,593	長期預り金	317,441,740
貸倒引当金	△7,110,000	協力債	35,344,000
【固定資産】	【 335,641,185 】		
(有形固定資産)	(230,920,404)		
建物	20,636,748		
建物減累額	△2,896,522		
建物附属設備	264,663,848		
建物附属設備減累額	△109,112,657		
構築物	2,463,000		
構築物減累額	△156,699		
車両運搬具	64,923,838		
車両運搬具減累額	△56,612,669		
機械装置	10,668,140		
機械装置減累額	△8,464,219		
工具器具備品	41,543,190		
工具器具備品減累額	△32,516,995		
生物	158,519		
生物減累額	△52,945		
一括償却資産	8,979,934		
建設仮勘定	26,695,893		
(無形固定資産)	(1,552,008)		
ソフトウェア	821,118		
電話加入権	255,890		
借地権	475,000		
(投資その他の資産)	(103,168,773)		
契約保証金	8,088,100		
外部出資金	24,000		
敷金	95,056,673		
資産の部合計	4,107,858,833		
		負債の部合計	3,442,455,447
		純資産の部	
		【正味財産】	【 665,403,386 】
		前期繰越正味財産	642,581,817
		当期正味財産増減額	22,821,569
		純資産の部合計	665,403,386
		負債及び純資産の部合計	4,107,858,833

損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【事業活動収入】		
事業収入	4,475,569,874	
事業収入非課税	7,126,865,058	
事業費補助金収入	487,991,281	12,090,426,213
【事業活動総費用】		
期首商品棚卸高	583,088	
商品仕入高	21,832,308	
期末商品棚卸高	502,128	
仕入高	(21,913,268)	
材料費	102,622,057	
人件費	8,219,642,153	
外注費	685,289,387	
経費	1,673,701,564	10,703,168,429
事業活動総利益		(1,387,257,784)
【法人運営維持費】		
法人運営管理人件費	686,189,312	
法人運営管理事務費	578,202,579	
その他経費	64,000,000	1,328,391,891
事業利益		(58,865,893)
【事業活動外収益】		
受取利息	49,111	
雑収入	2,879,781	
寄付金収入	3,425,290	6,354,182
【事業活動外費用】		
寄付金	98,091	
雑損失	236,103	
貸倒引当金繰入損	670,000	1,004,194
経常利益		(64,215,881)
【特別利益】		
補助金収入	1,605,072	
保険金収入	1,964,939	3,570,011
【特別損失】		
固定資産処分損	1,057,904	
固定資産圧縮損	201,851	
災害損失	105,761	1,365,516
税引前当期純利益		(66,420,376)
法人税、住民税及び事業税		43,598,807
当期純利益		(22,821,569)

法人運営維持費

科 目	金 額	円
【法人運営管理人件費】		
給与諸手当	460,003,280	
雑給	123,666	
一時金	88,313,610	
法定福利費	95,366,011	
福利厚生費	22,917,236	
通勤費	19,465,509	
		686,189,312
【法人運営管理事務費】		
外注費	9,175,692	
人材派遣料	1,436,267	
廃棄物処理費	157,395	
謝礼金	702,893	
研修実習費	244,551	
システム使用料	64,226,666	
地代家賃	77,103,277	
車両費	1,034,711	
リース料	7,654,686	
修繕費	1,631,277	
保守管理費	562,489	
レンタル料	779,427	
水道光熱費	8,637,837	
器具備品費	2,058,994	
減価償却費	1,424,416	
慶弔費	158,149	
印刷費	14,726,785	
事務消耗品費	14,490,367	
通信費	13,729,126	
諸手数料	6,127,832	
支払保険料	5,728,615	
租税公課	154,223,841	
諸会費	5,141,329	
採用費	4,679,602	
渉外費	463,308	
広報宣伝費	1,172,422	
新聞図書費	3,094,870	
会議費	56,545,563	
集會費	36,092,579	
教育研修費	10,092,043	
管理諸費	2,625,820	
旅費交通費	42,126,459	
総会費	13,223,804	
ソフトウェア償却費	77,733	

科 目	金 額	
事業開発推進費 赴任費 雑費	11,111,112 5,679,320 61,322	円 578,202,579
【その他経費】 連合会費	64,000,000	64,000,000
法人運営維持費		(1,328,391,891)

事業原価報告書

科 目	金 額	円
期首原材料棚卸高	2,167,592	
材 料 費	101,902,661	
期末原材料棚卸高	1,448,196	
材 料 費	(102,622,057)	
期首商品棚卸高	583,088	
商 品 仕 入 高	21,832,308	
期末商品棚卸高	502,128	
仕 入 高	(21,913,268)	
仕入・材料費合計		(124,535,325)
給 与 諸 手 当	6,443,497,851	
雑 給	6,686,001	
一 時 金	664,377,938	
利 用 者 賃 金	369,842	
法 定 福 利 費	817,568,645	
福 利 厚 生 費	19,463,338	
通 勤 費	267,678,538	
人 件 費 合 計		(8,219,642,153)
外 注 費	525,730,045	
利 用 者 工 賃	16,583,115	
人 材 派 遣 料	53,939,300	
廃 棄 物 処 理 費	14,351,745	
謝 礼 金	68,763,316	
研 修 実 習 費	3,929,865	
シ ス テ ム 使 用 料	1,992,001	
外 注 費 合 計		(685,289,387)
燃 料 費	5,475,907	
衛 生 管 理 費	12,223,935	
賠 償 費	1,892,350	
副 食 費	84,751,837	
会 場 費	4,577,144	
教 材 費	28,050,842	
行 事 費	50,458,356	
地 代 家 賃	321,929,641	
車 両 費	63,628,176	
リ 一 ス 料	111,522,177	
修 繕 費	64,863,113	
保 守 管 理 費	82,292,387	
レ ン タ ル 料	24,718,359	
水 道 光 熱 費	301,204,884	
器 具 備 品 費	26,114,282	
減 価 償 却 費	41,896,733	
慶 弔 費	475,216	

科 目	金 額	円
印 刷 費	42,258,938	
事 務 消 耗 品 費	118,761,576	
通 信 費	93,836,303	
諸 手 数 料	22,764,945	
支 払 保 険 料	47,986,992	
租 税 公 課	12,058,762	
諸 会 費	3,494,831	
採 用 費	31,982,309	
涉 外 費	3,146,265	
広 報 宣 伝 費	5,722,212	
新 聞 函 書 費	9,376,213	
会 議 費	3,823,947	
集 会 費	2,417,321	
教 育 研 修 費	10,624,681	
旅 費 交 通 費	38,483,828	
ソフトウェア償却費	610,048	
雑 費	277,054	
経 費 合 計		(1,673,701,564)
【事業活動総費用】		10,703,168,429

収支計算書

自 平成 29年 4月 1日

至 平成 30年 3月 31日

(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
会費収入		0
事業収入	12,090,426,213	
補助金収入	1,605,072	
受取利息・雑収入等	4,893,831	
寄付金収入	3,425,290	
経常収入合計	12,100,350,406	
II 経常支出の部		
事業費	10,464,692,224	
管理費		
人件費	926,031,033	
経費	612,174,770	
寄付金・雑支出等	1,004,194	
経常支出合計	12,003,902,221	
経常収支差額	96,448,185	
III その他資金収入の部		
短期貸付金減少	775,692	
その他資金収入合計	775,692	
IV その他資金支出の部		
短期借入金減少	4,027,271	
有形固定資産取得	△66,813,957	
無形固定資産取得	△475,000	
敷金・保証金支出	△5,392,532	
その他資金支出合計	△68,654,218	
その他資金収支差額	-67,878,526	
V 法人税等支出	43,598,807	
当期収支差額	-15,029,148	
期首収支差額	1,040,251,573	
次期繰越収支差額	1,025,222,425	
(正味財産増減の部)		
VI 正味財産増加の部		
当期収支差額	-15,029,148	
棚卸資産	△751,056	
短期貸付金	-775,692	
有形固定資産	66,813,957	
借地権	475,000	
敷金・保証金・出資金	5,392,532	
経常収入合計	56,125,593	
VII 正味財産減少の部		
貸倒引当金	670,000	
賞与引当金	17,881	
減価償却累計	28,588,872	
借入金	4,027,271	
経常支出合計	33,304,024	
当期正味財産増加額	22,821,569	
期首正味財産	642,581,817	
当期正味財産合計	665,403,386	